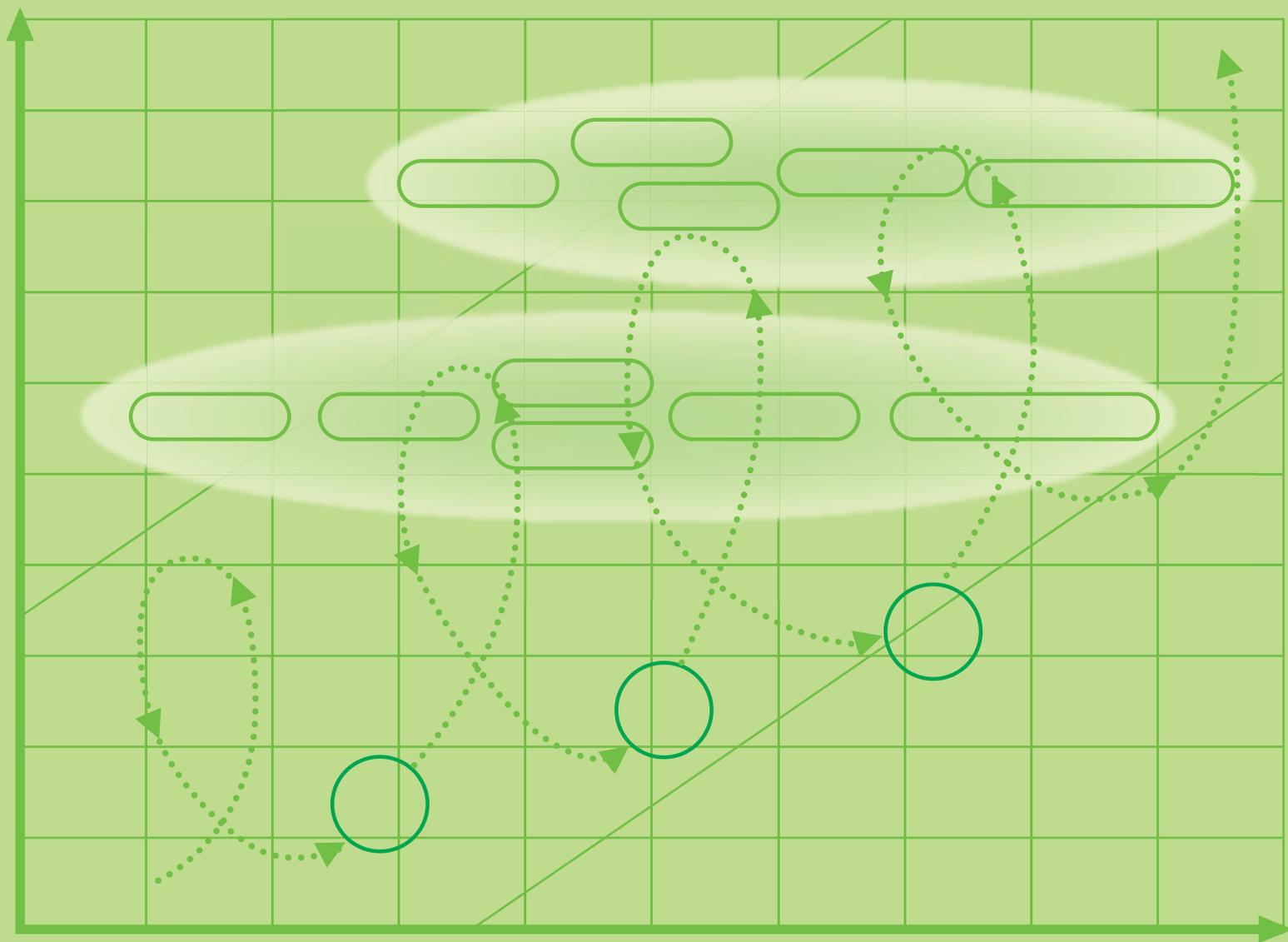


保健主事のための 実務ハンドブック



平成22年3月

文部科学省

ま え が き

近年、社会状況等の変化に伴い、子どもたちの生活習慣の乱れ、メンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患、性の問題行動や薬物乱用、感染症など、様々な課題が生じています。このような現代的な健康課題の解決を図るためには、健康に関する課題を単に個人的な課題とするのではなく、学校、家庭、地域社会が連携して、社会全体で子どもの健康づくりに取り組んでいくことが必要であり、学校においては、地域の実情に即しつつ、家庭や地域の関係機関などと適切な役割分担の下に、相互に連携を深めながら子どもの心身の健康の保持増進を目指す学校保健を推進することが求められています。

そのような中、保健主事は、学校保健と学校全体の活動に関する調整や学校保健計画の作成、学校保健に関する組織活動の推進（学校保健委員会の運営）など学校保健に関する事項の管理に当たる職員であり、その果たすべき役割はますます大きくなっています。

本書は、保健主事の役割に関する基本的な理解や学校保健を推進するための効果的なマネジメントなど、保健主事が学校保健に関する活動の調整に当たる教員として実務を行う際に参考となる内容となっています。各学校の保健主事が、本書を十分活用されることで、すべての教職員が学校保健活動に関心を持ち、それぞれの役割を円滑に遂行し、学校保健の一層の推進につながることを期待しています。

末尾となりましたが、本資料の作成に当たり多大な御尽力をいただきました作成協力者の皆様方に対し、心から感謝申し上げます。

平成 22 年 3 月

文部科学省スポーツ・青少年局長

布 村 幸 彦

目次

まえがき

第1章 学校保健と保健主事	4
1 子どもの健康課題の把握	4
2 学校保健に関する事項の管理	5
3 保健主事とマネジメント	6
第2章 保健主事の役割	8
1 学校保健に関する事項の管理に当たる保健主事	8
(1) 学校保健と学校全体の活動との調整	8
(2) 学校保健計画の作成と実施	11
(3) 学校保健に関する組織活動の推進	15
(4) 学校保健に関する評価の実施	20
2 保健主事に求められるマネジメント	22
(1) 学校保健活動のマネジメント	22
(2) 組織の確立と運営	26
(3) リーダーシップの発揮	29
第3章 保健主事の一年間	33
1 一年間の見通し	33
2 保健主事の実務のために	40
(1) 学校保健計画の作成	40
(2) 校内組織における活動の推進	45
(3) 健康診断の実施	48
(4) 学校保健委員会の活性化	50
(5) 学校保健活動の評価	56
付録	59
学校保健計画例	
学校保健関係法令等	

本書作成に関する協力者（五十音順）

○・・・座長

青山 直己 栃木県真岡市立東沼小学校教頭

今関 豊一 順天堂大学准教授

上原 美子 埼玉県川口市立川口総合高等学校養護教諭

薄井 和久 東京都立小松川高等学校校長

高橋 伸明 福島県喜多方市立塩川中学校教頭

竹下 公博 鹿児島県教育庁保健体育課指導主事

○戸田 芳雄 浜松大学教授

畑 攻 日本女子体育大学教授

原 真紀 青森県鶴田町立水元中央小学校教頭

山野井 和敏 千葉県立若松高等学校教諭

なお、文部科学省においては、次の関係官が本書の審議に参加した。

松川 憲行 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

尾原 敏則 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課課長補佐

森 良一 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 教科調査官

采女 智津江 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育企画室 健康教育調査官

北垣 邦彦 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育企画室 健康教育調査官

高山 研 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 専門官

工藤 晃義 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 保健管理係長

第1章

学校保健と保健主事

学校保健は、「学校における保健教育と保健管理をいう」（文部科学省設置法第4条第12号）とされているように、保健教育と保健管理の活動を適切に行うことによって児童生徒や教職員の健康を保持増進し、心身ともに健康な国民の育成を図るという教育目的の達成に寄与することを目指して行われます。

保健主事は、学校保健の推進において鍵を握る人物（キーパーソン）です。保健主事とその役割を十分に果たせるかどうか、学校保健が活発に機能するかどうかを左右するといえるでしょう。

保健主事になったら、まずは自校における学校保健活動をどのように動かしていくのかを考えてみましょう。それを展開していくためには、現代的な健康課題や自校における健康課題から導き出される重点課題を明確にするとともに、教職員の学校保健活動への理解を得るようにすることが必要となるでしょう。また、健康課題をとらえて、その解決に向かえるような方策を立てることが年度当初に求められるでしょう。これらの保健主事としての取組は、子どもの健康状態を現状よりも低下させないことや、現状からよりよい健康状態に高めていくことへの働きかけをするヘルスプロモーションの考え方に立つことも大切になります。保健主事には、これらの働きかけにかかわる目標がよりよく実現するように、関連する活動が効率よく展開されるように環境を整えることも求められます。

しかしながら、学校保健は、保健主事だけで何とかなるというものでもありません。保健主事になったら、まずは、一人で多くのことを抱え込むのではなく、組織体制はどうか、組織を動かすにはどのようにするのかという視点に立って自らの役割を果たしていくことが重要になります。そのためには、保健主事自身がマネジメントの能力を身に付け、それを発揮していくことが求められます。

1 子どもの健康課題の把握

保健主事として理解しておきたい現代的な健康課題としては、次のようなことをあげることができます。

学校保健法が制定された昭和33年当時は、寄生虫・トラコーマ・結核などの伝染病やう歯などが子どもの重要な健康課題と認識されていました。ちなみに、我が国における学校保健は、明治初期に学校衛生として始まり、現在の制度は、昭和33年に制定された学校保健法により形作られ、これらの課題について学校保健は大きな成果を上げてきたといえます。近年になって、都市化、少子高齢化、情報化、国際化などによる社会環境や生活環境の急激な変化は、子どもの心身の健康にも大きな影響を与えており、多様化、深刻化する子どもたちの心身の現代的な健康課題に学校が適切に対応することが求められています。平成21年4月から施行されている学校保健安全法は、学校保健を取り巻く今日的な課題に対応できるよう、養護教諭を中心に関係職員等と連携した組織的な保健指導を行うなど学校全体の取組体制を整備充実させるとともに、学校のみでは解決が難しい課題については地域の医療機関等との連携を図るよう、必要な規定の整備を行ったものです。

現代的な健康課題としては、学校生活においても生活習慣の乱れがみられ、また、いじめ、不登校、児童虐待などのメンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患、性に関する健康問題や薬物乱用、感

感染症など、新たな課題が顕在化しています。同時に、小児医療の進歩と小児の疾病構造の変化に伴い、長期にわたり継続的な医療を受けながら学校生活を送る子どもの数も増えています。また、過度な運動による運動器疾患・障害を抱える子どもも見られる状況にあります。

具体的にみると、生活習慣の乱れについては、子どもたちの生活が夜型化しており、朝食の欠食や睡眠不足など生活習慣の乱れが、心身の健康に大きな影響を与えることが懸念されています。

メンタルヘルスに関する課題としては、いじめ、不登校、児童虐待等があげられます。

いじめは、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題であり、最近では携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくいものになっています。いじめは、子どもの心身に大きな影響を及ぼす深刻な問題です。

不登校については、継続理由として不安など情緒的混乱や無気力が高い割合を占めており、心の問題としての対応策が求められています。

児童虐待については、子どもの心身を傷つけ、自尊心を低下させ、心的外傷後ストレス障害(PTSD)、虐待の連鎖などをもたらし、次世代を担う子どもの成長・発達を防げることが指摘されています。

アレルギー疾患については、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー、アナフィラキシー等があげられます。

性に関する健康問題については、子どもの体格が向上するとともに性的な成熟が早まる一方、性に関する情報の氾濫など、子どもをとりまく社会環境は大きく変化しています。また、若年層の人工妊娠中絶や性感染症等の問題があります。

薬物乱用については、近年、青少年の覚せい剤事犯検挙数は減少傾向にあるものの、大麻、MDMA等合成麻薬事犯の青少年が占める割合が多いなど、依然として予断を許さない状況です。

感染症については、新たな課題として新型インフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎、麻疹等があげられます。

子どもの健康課題は、多様化・深刻化し、より専門的な視点での取組が求められるようになっていきます。

保健主事として重要なことは、自校の子どもたちにどのような健康課題が起こりつつあるのかということをとらえて、子どもたちにとって何が優先される健康課題なのかということ、組織として判断することができるように働きかけをすることです。

2 学校保健に関する事項の管理

保健主事は、学校における保健に関する事項の管理に当たる職員として、すべての教職員が学校保健活動に関心を持ち、それぞれの役割を円滑に遂行できるようにすることが重要です。保健主事は、「学校保健と学校全体の活動との調整」、「学校保健計画の作成と実施」、「学校保健に関する組織活動の推進」など学校保健に関する管理に当たります。

○学校保健と学校全体の活動との調整

学校保健の活動は、保健教育、保健管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動から構成されており、保健主事は、それらの活動と学校全体の活動との調整を図り、学校保健活動が円滑に

実施されるよう配慮することが求められます。

○学校保健計画の作成と実施

学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成することが大切です。保健主事は、計画作成の中心となり、保健教育、保健管理、組織活動等の必要な内容を盛り込み、その円滑、適切な実施を推進することが求められます。

○学校保健に関する組織活動の推進

学校保健活動を円滑に実施するためには、学校保健に関する組織活動を推進することが大切です。学校保健に関する組織活動には、学校保健委員会はもとより、学校内における組織活動、家庭や地域社会との連携等があります。特に保健主事は、学校保健委員会の運営に当たり、その活性化を図っていくことが求められます。

3 保健主事とマネジメント

保健主事に直接的に求められるマネジメントは、学校保健活動全体を視野に入れて効果的に働きかけることです。この中心となるものは、学校保健活動に必要な連絡・調整及び計画づくりと運営にかかわるものです。一般的なマネジメントの理論や具体的なスキルは多岐にわたり、また様々な分野の諸活動に多大な示唆を与えるものが多くありますが、ここでは、特に保健主事の実務に直接かかわりのある「学校保健活動のマネジメント」、「保健主事と組織」及び「保健主事とリーダーシップ」に焦点化をしています。これらのマネジメントの理解を深め、それらを十分に活用して、保健主事の実務を効果的に遂行させたいものです。

○学校保健活動のマネジメント

組織の活動には、目標とその達成のための基本方針を設定し、人、設備・用具、経費、情報などの諸資源を勘案した計画的な営みが求められています。そのような活動がマネジメント（経営）であり、目標達成のための各業務に必要な諸資源を活用し、効率よく組織活動を展開することが必要となります。また、学校においては、自らの内部組織だけではなく、地域社会や関係機関という外部環境との効果的な連携や相互作用として機能する発展的な連携も望まれています。保健主事は地域社会や関係機関も含めた保健活動の全体を視野に入れて、また、そのような活動と連動する条件や諸要因を含めて、これらを構造的に理解することが大切です。今日の学校保健活動においては、そのような全体構造を踏まえた保健主事のよりダイナミックな行動に期待がかかっているのです。

○保健主事と組織

学校保健活動は、個人の力だけでは達成できない事業や業務が大部分を占めており、組織としての取組が不可欠です。そのような組織としての取組の前提には、学校教育全体の組織構成や各分掌を十分に踏まえて、連絡・調整を図ることが必要となります。

また、組織的な活動を展開するためには、職務階層の理解とその活用が必要になります。一般的には、トップマネジメント（T.M.）、ミドルマネジメント（M.M.）、ローアマナジメント（L.M.）の3つの階層に分かれており、それぞれに役割を分担します。ここで言うトップマネジメント（T.M.）とは、校長、副校長といった職務です。ミドルマネジメント（M.M.）とは、保健主事をはじめとする分掌

や学年の代表としての職務です。ローマネジメント (L.M.) とは、学校保健活動の実務を担当する各係としての職務です。

保健主事はミドルマネジメントに位置付けられ、ミドルリーダーとして人的資源の調整に比重がかかることとなります。したがって保健主事は、学校保健活動の調整に当たる教員として、すべての教職員が学校保健活動に関心を持ち、それぞれの役割を円滑に遂行できるように働きかけることが必要となります。

○保健主事とリーダーシップ

学校保健活動にかかわる人々への働きかけとして、保健主事が発揮するリーダーシップが重要になります。一般的に、リーダーシップは目標達成を目指して対象集団や組織の機能（集団機能）に働きかけて、その機能を高めることを意味しています。すなわち、学校保健活動の「目標達成」に向けて、職務遂行を重視する働きかけと、学校保健活動が組織的に円滑に展開されるように人間関係を重視する「集団維持」への働きかけを保健主事が行うことが大切です。ここでの「目標達成」と「集団維持」の働きかけは、保健主事に最も求められるリーダーシップなのです。この二つの機能に対して、リーダーとしての保健主事には、状況に応じて柔軟にリーダーシップのスタイルを選択することが求められます。これによって、学校保健活動とそれを支える組織の活性化がもたらされるでしょう。

COLUMN 1

マネジメント理論と保健主事のマネジメント

マネジメントという言葉は、各方面で用いられ、一般的に管理、経営（あるいは経営管理）という意味で使用されています。この場合の管理という言葉の意味においては、経営の意味から離れて、個人的な行動や対象物の管理をも含め、広く物事のやりくりをすることの総称となっています。一方、経営や経営管理という言葉の意味においては、その営みは企業の活動のように組織的な活動や行動を前提にして、計画的に、意図的に物事を営むことを指す場合が大半となります。このように、マネジメントという言葉は、日常的にも広く様々な用いられており、あいまいな言葉であることは否めません。

そこで、本書のように学校保健活動をめぐる保健主事のマネジメントに焦点を当てることにより、その実体が浮かんでくるのではないのでしょうか。保健主事のマネジメントは、児童生徒を中心に学校全体を視野にして組織的に学校保健活動を推進し、組織的な成果や効率を高めることが目的となります。そのような組織的な目標追求活動は、企業などの組織的な活動とほぼ同一の営みとしてとらえることができます。確かに、企業の活動には利潤追求という特別の使命がありますが、計画的な活動や行動の在り方及び組織の合理的な在り方や組織の動的な営みなどは、非営利の組織活動にも多く適用されるようになっていきます。

このように経営や経営管理の理論や考え方は、一般的なマネジメントという言葉の広さに比較して、やや狭義な意味合いにはなりますが、保健主事としてマネジメントを展開する場合には、まずはそれらの基本を踏まえて足場を固め、徐々に様々な経験や実績を積み重ねて発展させていきましょう。